

自動車保険改定のご案内

拝啓 いつも損害保険ジャパンをお引き立ていただき、ありがとうございます。

このたび、当社ではご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約を対象とする自動車保険の改定を実施いたします。

主な改定内容を以下にご案内しますので、ご確認ください。

なお、詳しい内容につきましては、ご契約の取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

敬具

1 ノンフリート等級別料率制度の改定

- 当社は、損害保険料率算出機構(<http://www.nlir.or.jp>)の参考純率※におけるノンフリート等級別料率制度(以下、等級制度といいます。)の改定を踏まえ、改定を実施いたします。

※保険料率は、将来の保険金に充当される「純保険料率」と保険会社の事業費に充当される「付加保険料率」で構成されています。
損保ジャパンの「純保険料率」は、損害保険料率算出機構が会員会社からのデータを基に算出した「参考純率」に基づき算出しています。

- 主な改定点は以下のとおりです。

- ▶同じ等級のご契約において、「前年事故があったご契約」と「前年事故がなかったご契約」とで割増引率に差を設けます。

詳細は **1** ノンフリート等級別料率(割増引率)の見直し をご覧ください。

- ▶盗難事故や台風損害など、これまで「等級すえおき事故」として翌年の等級がすえおきとなっていた事故について、「1等級ダウン事故」として取り扱うこととします。また、「等級プロテクト特約」を廃止します。

詳細は **2** 等級すえおき事故の廃止と1等級ダウン事故の新設 **3** 等級プロテクト特約の廃止 をご覧ください。

- ▶事故があった場合に、ご継続後のご契約に「事故有」の割増引率を適用する期間を表す「事故有係数適用期間」を新設します。

詳細は **4** 事故有係数適用期間の新設 をご覧ください。

- 改定スケジュール

平成24年10月1日以降、1年間の「周知期間」および2年間の「経過措置期間」を設け、新しい割増引率への移行を行います。

ノンフリート等級別料率制度改定の背景

- 現行の等級制度においては、前年までの事故の有無にかかわらず、同じ等級のご契約であれば、同一の割増引率を適用していますが、これには以下のような問題点があり、お客さま間の保険料負担に不公平が生じていました。今般の改定は、これらの問題点を改善するために、前年までの事故の有無に応じて保険料に差を設け、保険料負担の公平性を向上させることを目的としています。

〈現行の等級制度の問題点〉

現行の等級制度では、本来、「事故にあわれたお客さま」が負担すべき保険料の一部を「事故がなかったお客さま」が負担している状況にあります。この状況を改善するために等級制度改定を行います。

問題点

①

同じ等級であっても、前契約において「事故がなかったお客さま」よりも「事故にあわれたお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい。

問題点

②

同じ等級であっても、前契約において「等級すえおき事故がなかったお客さま」よりも「等級すえおき事故にあわれたお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい。

前契約において「事故にあわれたお客さま」と「事故がなかったお客さま」との保険料に差を設けることで、保険料負担の公平性を向上させます。

〈本改定により実施される改善策〉

改善策

①

「事故がなかったお客さま」と「事故にあわれたお客さま」の保険金のお支払い状況を反映させるためノンフリート等級別料率を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率の2つに細分化します。

改善策

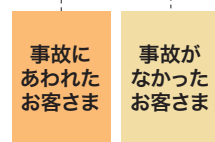
②

盗難事故、台風損害などの事故について、保険金のお支払い状況に応じた保険料負担とするため「等級すえおき事故」を廃止して、「1等級ダウン事故」を新設します。

〈改定後の等級制度における保険料負担のイメージ〉

(現行)

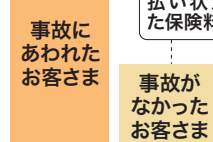
同じ等級の場合
同じ保険料負担



等級	割増引率
10等級	▲37%

(改定後)

細分化



等級	「事故有」の割増引率	「無事故」の割増引率
10等級	▲23%	▲45%

(注) 平成27年10月1日以降のご契約に適用される割増引率です。

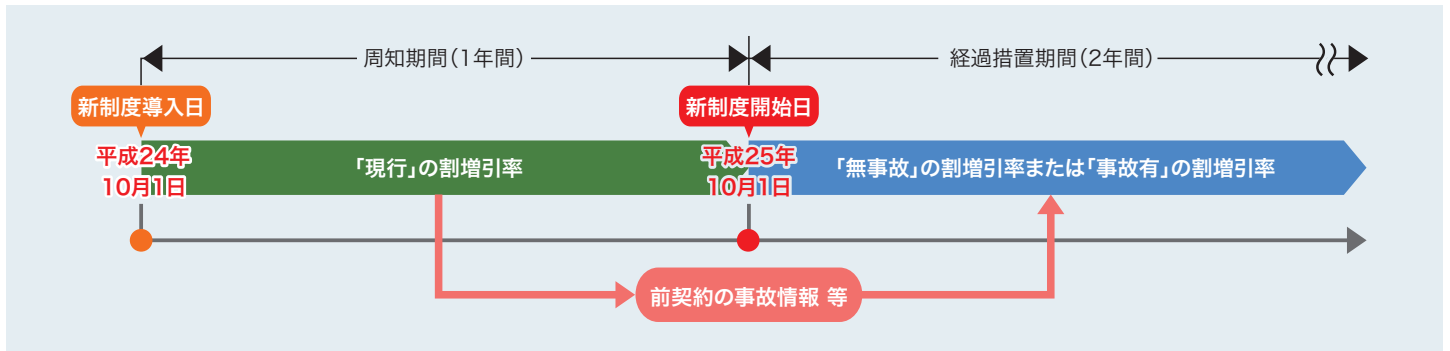
- 前契約において「事故がなかったお客さま」よりも「事故にあわれたお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい傾向が見られるため、7(F)、8～20等級のノンフリート等級別料率(割増引率)を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率に細分化します。さらに、すべての等級について直近の保険金のお支払い状況をもとに割増引率を見直します。
- 1～5、6(F)等級については、事故歴などがあるご契約であることから、ノンフリート等級別料率(割増引率)の細分化は行いません。
- 「現行」の割増引率から改定後の割増引率への最終的な移行は、ご契約期間の初日が平成27年10月1日以降のご契約からとなり、それまで「周知期間(1年間)」と「経過措置期間(2年間)」を設けています。

(1) 周知期間(1年間)

平成24年10月1日より、改定後の等級制度を導入しますが、導入日から1年間を「次のご契約からは新制度が開始される」ことを周知するための「周知期間」とします。

そのため、周知期間中をご契約期間の初日とするご契約は、改定後の割増引率は適用せず、「現行」の割増引率を適用します。

ただし、事故があったご契約を解約して再びご契約いただく場合など、周知期間中であっても新契約では「事故有」の割増引率を適用することがあります。



(2) 経過措置期間(2年間)

「現行」の割増引率から「無事故」の割増引率への移行にあたり、無事故で等級進行するにもかかわらず割増引率が下がることがないように経過措置を設ける期間として、周知期間終了後の2年間(平成25年10月1日～平成27年9月30日)を「経過措置期間」とします。

経過措置期間中をご契約期間の初日とするご契約は、「無事故」の割増引率または「事故有」の割増引率を適用します。

「割増引率表」

		新制度導入		新制度開始		本適用	
新契約のご契約期間の初日		制度導入前 平成24年9月30日以前	周知期間 平成24年10月1日～平成25年9月30日	経過措置期間(1年目) 平成25年10月1日～平成26年9月30日	経過措置期間(2年目) 平成26年10月1日～平成27年9月30日	平成27年10月1日～	
割増引率		「現行」の割増引率(%)	「現行」の割増引率(%)	「無事故」の割増引率(%) 「事故有」の割増引率(%)	「無事故」の割増引率(%) 「事故有」の割増引率(%)	「無事故」の割増引率(%)	「事故有」の割増引率(%)
等級	20等級	▲63	▲63	▲63 ▲44	▲63 ▲44	▲63	▲44
	19等級	▲61	▲61	▲59 ▲42	▲57 ▲42	▲55	▲42
	18等級	▲59	▲59	▲57 ▲40	▲55 ▲40	▲54	▲40
	17等級	▲57	▲57	▲55 ▲38	▲53 ▲38	▲53	▲38
	16等級	▲55	▲55	▲52 ▲36	▲52 ▲36	▲52	▲36
	15等級	▲52	▲52	▲50 ▲33	▲51 ▲33	▲51	▲33
	14等級	▲50	▲50	▲49 ▲31	▲50 ▲31	▲50	▲31
	13等級	▲47	▲47	▲48 ▲29	▲49 ▲29	▲49	▲29
	12等級	▲44	▲44	▲47 ▲27	▲48 ▲27	▲48	▲27
	11等級	▲40	▲40	▲46 ▲25	▲46 ▲25	▲47	▲25
	10等級	▲37	▲37	▲43 ▲23	▲44 ▲23	▲45	▲23
	9等級	▲33	▲33	▲41 ▲22	▲42 ▲22	▲43	▲22
	8等級	▲28	▲28	▲40 ▲21	▲40 ▲21	▲40	▲21
	7(F)等級	▲23	▲23	▲28 ▲20	▲29 ▲20	▲30	▲20
	7(S)等級	▲10	▲10	+11	+11	+11	
	21歳以上補償	▲15	▲15	▲11	▲11	▲11	
	26歳以上補償	▲28	▲28	▲40	▲40	▲40	
	35歳以上補償	▲28	▲28	▲40	▲40	▲40	
	年齢条件対象外	▲28	▲28	▲39	▲39	▲39	
等級	6(F)等級	▲17	▲17	▲19	▲19	▲19	
	6(S)等級	+25	+25	+28	+28	+28	
	21歳以上補償	+10	+10	+3	+3	+3	
	26歳以上補償	▲5	▲5	▲9	▲9	▲9	
	35歳以上補償	▲5	▲5	▲9	▲9	▲9	
	年齢条件対象外	0	0	+4	+4	+4	
	5等級	▲10	▲10	▲13	▲13	▲13	
	4等級	▲1	▲1	▲2	▲2	▲2	
等級	3等級	+10	+10	+12	+12	+12	
	2等級	+26	+26	+28	+28	+28	
	1等級	+52	+52	+64	+64	+64	

(注1) 表の▲は割引、+は割増を表しています。(注2) は経過措置を表しています。

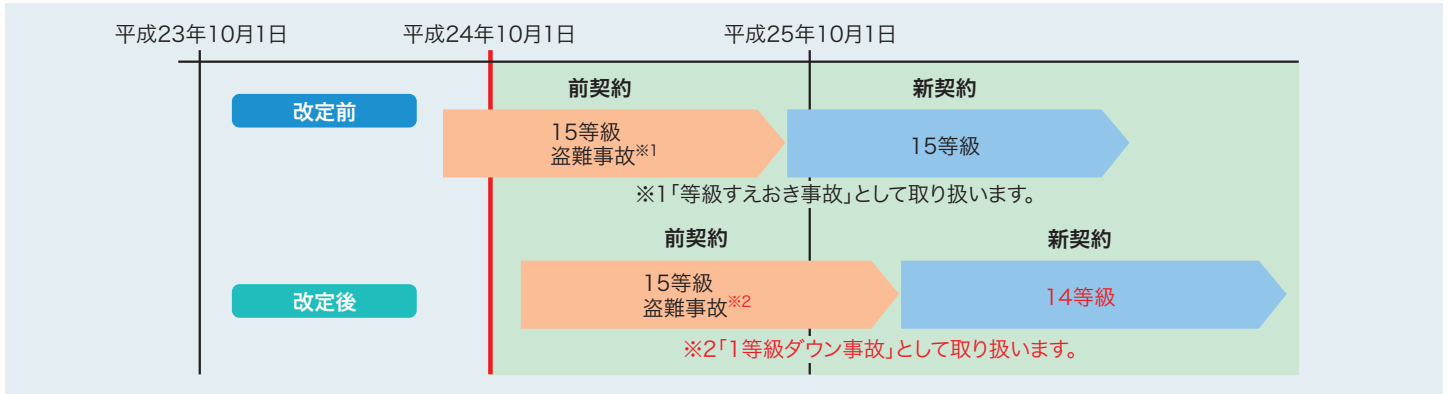
2 等級すえおき事故の廃止と1等級ダウン事故の新設

ONE-Step

SUP

- 同じ等級であっても、前契約において「等級すえおき事故がなかったお客さま」よりも「等級すえおき事故にあわれたお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい傾向が見られていました。そのため、ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より、「等級すえおき事故」を廃止して、「1等級ダウン事故」として取り扱います。

(注) 前契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、「等級すえおき事故」が発生したときは、新契約のご契約期間の初日にかかわらず、適用等級算出にあたっては、現行どおり「等級すえおき事故」として取り扱います。



3 等級プロテクト特約の廃止

ONE-Step

SUP

- 「事故がなかったお客さま」と「事故にあわれたお客さま」との保険料負担の公平性を向上させるという等級制度の改定の趣旨を踏まえ、より公平な保険料負担を実現するため「等級プロテクト特約」は廃止します。

(注) 前契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、「等級プロテクト事故」(等級プロテクト特約により、等級がすえおかれる事故をいいます。)が発生したときは、新契約のご契約期間の初日にかかわらず、適用等級算出にあたっては、現行どおり「等級すえおき事故」として取り扱います。

4 事故有係数適用期間の新設

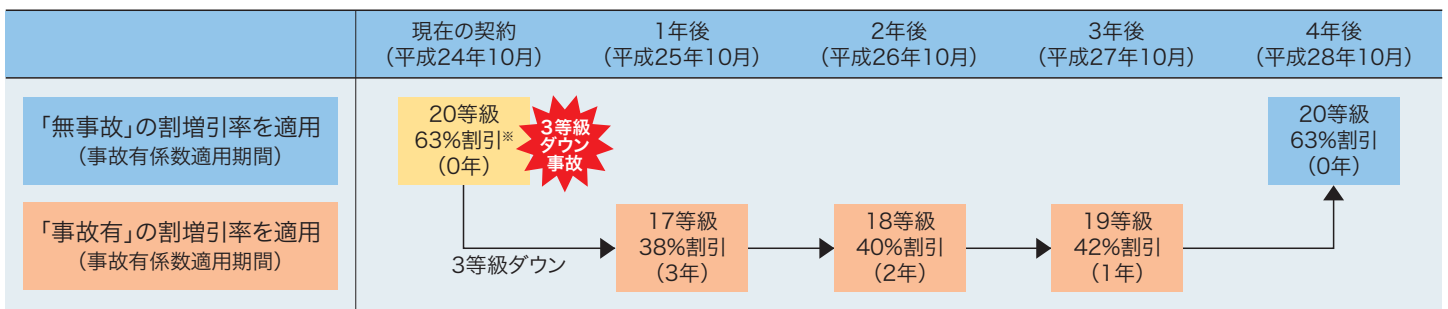
ONE-Step

SUP

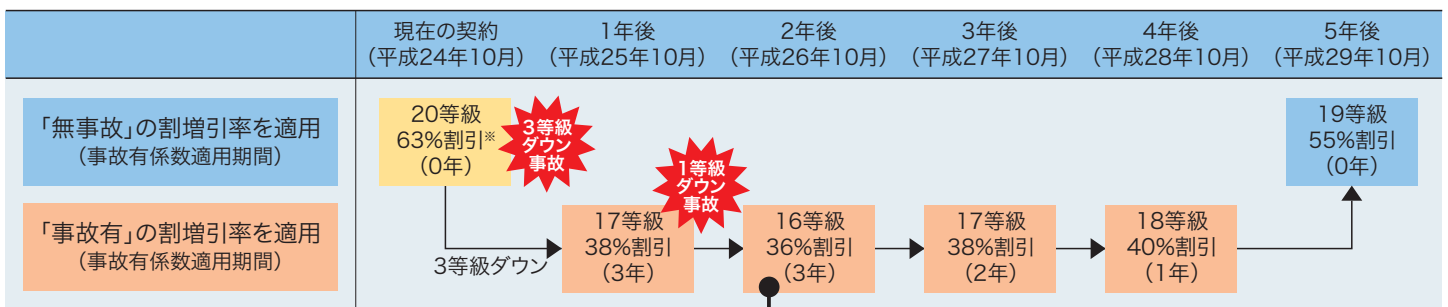
ドライバー保険

- 事故にあわれた場合に、ご継続後のご契約に「事故有」の割増引率を適用する期間(ご契約期間の初日における残り適用年数)を表す「事故有係数適用期間※」を新設します。
※申込書などでは、「事故有期間」という略称を使用していることがあります。
- 初めてご契約される場合の事故有係数適用期間は「0年」とします。
- 新契約の事故有係数適用期間は、1年を経過することに「前契約の事故有係数適用期間」から「1年」を引き、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。
- 事故有係数適用期間が「0年」の場合は「無事故」の割増引率を適用し、「1～6年」の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
- 事故有係数適用期間は上限を「6年」、下限を「0年」とします。なお、「事故有」の割増引率を適用している期間に再度事故が発生した場合は、適用期間を積算します。

具体例1 20等級で3等級ダウン事故が1件発生した場合(1年契約)



具体例2 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年も1等級ダウン事故が1件発生した場合(1年契約)



※現在の契約は保険期間の初日が平成24年10月のため、現行の割増引率を適用します。

$$\begin{array}{|c|c|c|} \hline [3] & - & [1] \\ \hline \text{(前契約の事故有係数適用期間)} & & \text{(1年経過分)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline [1] \\ \hline \text{(1等級ダウン事故分)} \\ \hline \end{array}$$

2 全体的な保険料水準の見直し

- 自動車保険においては、近年、自動車事故が増えたことにより、お支払いする保険金が多くなっており、今後の収支の均衡を図るためには、保険料水準の引き上げが必要な状況となっています。
- 当社商品においても、当社の収支状況を踏まえ、引き続き安定した保険商品とサービスをお客さまにご提供させていただくために全体的に保険料を見直しております。そのため、ご契約条件によっては保険料が上がる可能性があります。

3 その他の改定

1 車両無過失事故に関する特約の改定

ONE-Step

- この特約は、相手自動車との接触または衝突事故により車両保険の保険金をお支払いした場合で、事故発生時にご契約の自動車の運転者に過失がなかったなど一定の条件を満たしているときは、損保ジャパンと締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。
今般の改定により、示談等により過失がなかったことの確定を待たずにこの特約の適用対象となる車対車事故を、相手自動車の「追突」「センターラインオーバー」「赤信号無視」「駐停車中のご契約の自動車への接触・衝突」のいずれかに該当し、かつ損保ジャパンが過失がなかったと認めた事故に明確化します。
- 一般的に相手の方から賠償を受けることができない損害を補償する下記の特約に関する保険金をお支払いする場合は、この特約の対象外となり3等級ダウン事故となります。ただし、これらの特約についての保険金請求をしない旨を確認させていただいた場合は、「車両無過失事故に関する特約」の適用が可能となり、その事故がなかったものとして取り扱います。

①車両新価特約 ②車両全損修理時特約 ③車両積載動産特約

2 車両危険限定特約(A)の改定

ONE-Step

SUP

- ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より、「落書、いたずら等のご契約の自動車に対する直接の人為的行為によって生じた損害」のうち「いたずらでないことが明らかな事故」を補償の対象外とします。
- 窓ガラスの損害は、車両本体が補償の対象外となる事故であっても窓ガラスのみが補償の対象となる場合（例えば、車対車+Aのご契約において自損事故にあわれ、ご契約の自動車の損害は補償の対象外であっても「窓ガラス損害」のみ補償の対象となる場合など）があるため、お支払いの対象となる事故を車両本体と同様とします。

(注)窓ガラス損害の多数を占める「飛び石」については、飛来中・落下中の他物との衝突事故として引き続き補償の対象となります。

いつでもどこでも、
一緒に安心!

スマートフォン用アプリ
トラブルCh 無料

iPhone
でも



Android
でも

万が一に備える便利な機能を多数搭載!

例えば… **緊急連絡先メモ機能「いざフォト」**

スマートフォンのカメラで連絡先を撮影するだけで、緊急連絡先を便利に管理できます。代理店の担当者の名刺や、かかりつけの病院の診察券などを撮影しておけば、あなただけの緊急連絡先一覧が完成!

他にも便利な機能があります。

もっと詳しい情報&ダウンロード方法はこちらから!

<http://www.sompo-japan.co.jp/app/index.html>



- 当社ホームページ (<http://sampo-japan.co.jp>) のトップページにある「Web約款」ボタンから約款を閲覧できます。
- 契約時に申込書上で「約款冊子(ご契約のしおり)の送付要否」をご選択ください。お客さまが「冊子の送付は不要(Web約款)」を選択した場合、約款冊子の送付を行わず、保険証券(保険契約継続証)のみを送付させていただきます。

Web 約款

【対象契約】 ONE-Step SUP ドライバー保険

(注)一部対象外のご契約もございます。

★「ONE-Step」とは個人用自動車総合保険、「SUP」とは自動車総合保険のことです。
★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり」「パンフレット」などをご確認ください。

 株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sampo-japan.co.jp>

お問い合わせ先